

中 防 災 第 号
平 成 2 6 年 3 月 日

内 閣 総 理 大 臣
 安 倍 晋 三 殿

中 央 防 災 会 議 会 長
 安 倍 晋 三

 南 海 ト ラ フ 地 震 防 災 対 策 推 進 地 域 及 び
南 海 ト ラ フ 地 震 津 波 避 難 対 策 特 別 強 化 地 域 の 指 定 に つ い て （ 答 申 ）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の南海トラフ地震防災対策推進地域として指定する必要がある地域及び同法第10条第1項の南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定する必要がある地域に関する、同法第3条第3項及び第10条第3項に基づく諮問（平成26年1月17日付府政防第6号）に対し、それぞれ推進地域及び特別強化地域に指定すべき範囲として別紙1及び別紙2の通り答申する。

南海トラフ地震防災対策推進地域市町村一覧（案）

茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町及び那珂郡の区域
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町及び安房郡の区域
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡の区域
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曽郡上松町、同郡南木曽町、同郡大桑村及び同郡木曽町の区域
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域
静岡県	全域
愛知県	全域
三重県	全域
滋賀県	全域
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡の区域
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、豊能郡豊能町、泉北郡、泉南郡及び南河内郡の区域
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の

	区域
奈良県	全域
和歌山県	全域
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡、都窪郡、浅口郡及び小田郡の区域
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び豊田郡の区域
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡の区域
徳島県	全域
香川県	全域
愛媛県	全域
高知県	全域
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町及び同郡築上町の区域
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町及び天草郡の区域
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡、速見郡及び玖珠郡九重町の区域
宮崎県	全域
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、鹿児島郡、薩摩郡、出水郡、始良郡、曾於郡、肝属郡、熊毛郡及び大島郡の区域
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町及び宮古郡の区域

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域市町村一覧（案）

千葉県	館山市、南房総市及び安房郡の区域
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村の区域
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡、中郡、足柄下郡真鶴町及び同郡湯河原町の区域
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡及び榛原郡吉田町の区域
愛知県	豊橋市、田原市及び知多郡南知多町の区域
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重郡川越町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡及び南牟婁郡の区域
兵庫県	洲本市及び南あわじ市の区域
和歌山県	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田郡湯浅町、同郡広川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町及び同郡串本町の区域
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、海部郡及び板野郡松茂町の区域
愛媛県	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡及び南宇和郡の区域
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡芸西村、高岡郡中土佐町、同郡四万十町、幡多郡大月町及び同郡黒潮町の区域
大分県	大分市、佐伯市、臼杵市及び津久見市の区域
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町及び東臼杵郡門川町の区域
鹿児島県	西之表市、志布志市、曾於郡、肝属郡東串良町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町及び同郡南種子町の区域